大村市物価高騰対策事業継続支援給付金
【交付要領】

１ 事業概要

物価高騰の影響により、光熱費等の値上がりが続いており、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者等に対し、事業継続に向けた支援を行う。

２ 対象者

次の全てに該当する者：

（1）令和７年２月１日以前から継続して大村市内で事業を行っている者

（2）中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号のいずれかに該当する者で、大村市内に本店（本社）を有する法人又は大村市に住民票を有する個人事業主
※農業、漁業を除く。

（3）市税を滞納していない者

（4）県・市が実施する物価高騰関連の支援金・給付金等を令和６～７年度に受給・申請していない者
例：長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援、大村市入院施設等物価高騰対策事業など

※同一住所に複数事業(法人・個人事業主)が登記されている場合は、１事業所と見なします。
その場合、従業員等数は雇用保険の被保険者数の合計とします。

３ 給付金の額

下表に該当する従業員等数に応じた額を給付します。（申請は１事業所１回限り）

従業員等数	給付金の額
１人～5 人	30,000 円
6 人～20 人	50,000 円
21 人以上	70,000 円

※「従業員等数」は、令和７年２月１日時点における市内の各事業所に勤務（常勤）する雇用保険の被保険者数。経営者（代表者）は本店（本社）の人数に含むものとする。

４ 申請手続き

(1)提出先

大村市商工振興課
〒８５６-８６８６　大村市玖島１丁目２５番地

(2)提出方法

郵送、電子申請（e-TUMO）、又は持参

(3)提出書類

【全ての人が提出する書類】

①大村市物価高騰対策事業継続支援給付金交付申請書
②誓約書
③事業を営んでいることがわかる資料の写し
　例：登記事項証明書（発行から３カ月以内のもの）、直近の決算書類又は確定申告書（法人：法人事業概況説明書、個人事業主：第一表）、開業届、営業許可書など
④通帳（表紙をめくり、最初の見開きページ）の写し
⑤【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）
⑥その他市長が必要と認める書類（必要に応じて提出をお願いする場合があります）

【従業員等数が６人以上の場合】

上記①～⑥の書類に加えて、下記**⑦又は⑧を提出**してください。
⑦ハローワークにおいて「適用事業所台帳異動状況照会」及び「事業所別被保険者台帳」を請求して提出
⑧市内に勤務（常勤）する従業員の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
　※「従業員等数」の最小人数分のみ提出してください。
　※経営者（代表者）は本店（本社）の人数に含みます。
　例：１人～５人　　→　提出不要
　　６人～２０人　→　６人分提出（経営者を含めて６人の場合、５人分提出）
　　２１人以上　　→　２１人分提出（経営者を含めて２１人の場合、２０人分提出）

※申請書は、大村市ホームページからダウンロードできます。
※提出された書類は返却しません。

５ スケジュール

(1)申請受付期間
令和７年３月３日（月）～令和７年５月３０日（金）まで
※受付期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。提出前に大村市ホームページにおいて、受付が終了していないか確認の上、提出願います。

(2)給付金の交付
受付から順次、審査を行い交付します。また、不交付とする場合は連絡します。
※交付には数週間程度かかる場合があり、交付は受付順と前後する場合があります。

お問い合わせ

大村市 商工振興課
電話：０９５７－５３－４１１１（内線 ２４８、２４９）